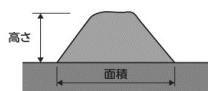
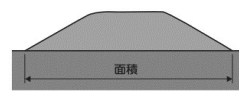
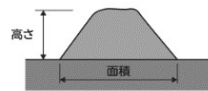
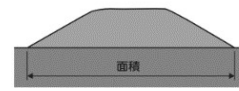


区域指定の際、着手しているもの（一時堆積）

区域	県内全域	
対象規模	例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等	
	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 ～ 高さが 5m 又は 面積が 1,500㎡ を超えないもの イメージ図 	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 ～ 3,000㎡ となるもの 
法	宅造：第21条第1項	特盛：第40条第1項
令	第4条（政令で定める土石の堆積）	
規則	第8条第10号（除外規定）	
鑑	宅造：第52条第3項	特盛：第82条第2項
添付書類	不要	
その他	指定があった日（R7.5.26）から21日以内（R7.6.16）に届出	

添付書類の必要なケース

区域	県内全域													
対象規模	例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等													
	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの イメージ図 	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの 												
令	第25条第2項（施工規模）													
規則	宅造：第52条第4項（添付書類）	特盛：第82条第2項（第52条第4項準用）												
鑑	別記様式第16													
添付書類	当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の種類</th><th>明示すべき事項</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置図</td><td>縮尺、方位、道路及び目標となる地物</td><td></td></tr> <tr> <td>地形図</td><td>縮尺、方位及び土地の境界線</td><td>等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。</td></tr> <tr> <td>土地の平面図</td><td>縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</td><td></td></tr> </tbody> </table>		図面の種類	明示すべき事項	備考	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物		地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
図面の種類	明示すべき事項	備考												
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物													
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。												
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容													
その他	指定があった日（R7.5.26）から21日以内（R7.6.16）に届出													